

# 鳥取藩における宗主権の確立

河 手 龍 海

【要約】幕藩体制確立期における藩主権力の確立は、江戸時代初期の問題として極めて重要である。したがって、藩主権力の確立を示す藩主親政の実態ならびに藩機構の整備を江戸時代初期の時点において具体的に分析することが必要である。

本論文は鳥取藩池田家の藩祖池田光仲の藩主権力確立過程を分析することによって、右の諸事情を把握せんとしたものである。すなわち、幼年にして藩主の座についた池田光仲が、その成長過程において生じた家老勢力との対抗とその抑圧とを、彼の幕府権力の利用、池田家一門の設定などの諸施策を通じて分析し、つぎに、家臣団の格式固定、藩機構の整備を通じて藩主権力の固定をはかったこと、さらに、宗藩権力の維持と固定を目的として支藩設置をもくろんだことなどを分析した。そして最後に、池田光仲の黄櫨宗への改派事件を通じて、彼の権威主義の実態を紹介した。

史料 六一卷四号 一九七八年七月

## 一 鳥取池田家成立までの概要

慶長五（一六〇〇）年関カ原役後の論功行賞によって、播磨一カ国（五二万石）を賜わった池田輝政は、その居城を姫路においた。<sup>①</sup>

ついで慶長八年には、輝政の二子池田忠継に備前国が与えられ（三一万五千石）たが、当時五歳の幼年であったため、その兄池田利隆がかわって岡山へ移り執政につとめた。<sup>②</sup>

慶長一五年には、輝政の三子池田忠雄に淡路国（六万三千石）が与えられた。<sup>③</sup>

以上の如く、忠継・忠雄に合計三七万石余が与えられたが、これは「成人の後あたふべし」とのことであったため、<sup>④</sup>事

実上は池田輝政の所領であったと考えてよく、いわゆる池田氏百万石時代が出現していたといえよう。

江戸幕府が忠継・忠雄両名に対し、右の如き優遇策を取ったのは、輝政の継室である督姫（良正院）が徳川家康の娘であり、忠継・忠雄をはじめ、輝澄・政綱・輝興の生母であったことによると思われる。

慶長一八（一六一三）年池田輝政の逝去に際し、幕府は輝政遺領の分断を決し、同年六月播磨国五二万石を長子武蔵守利隆に、備前国三一万五、〇〇〇石と、これに播磨国宍粟・佐用・赤穂の三郡を加えて二子左衛門督忠継に、淡路国六万三、〇〇〇石を三子宮内少輔忠雄に分賜された。<sup>⑤</sup>

これに附随して家臣団も播・備・淡にそれぞれ分属されたが、老臣にして忠継に属せられたものに、荒尾但馬守成房・同志摩守隆重・和田孝岐守正信・津田将監元房などがある。

荒尾氏は輝政の母方の外戚で、姫路時代には播州龍野において一万石を領したといわれる。忠継が備前に封ぜられるに及んでその老職を勤めた。

輝政家臣団の分属が如何なる理由と形態とによって区分されたか、興味深い問題の一つであるが、今後の研究に待ちたい。

元和元（一六一五）年痘瘡によって一七歳で逝去した池田忠継の後嗣に、淡路の領主池田忠雄をもってし、淡路を収公するとともに、備前三一万五、〇〇〇石を与えられた。さらに、池田輝澄に播磨国宍粟郡三万八、〇〇〇石、池田政綱に同国赤穂郡三万五、〇〇〇石、池田輝興に同国佐用郡二万五、〇〇〇石が分賜された。<sup>⑥</sup>

いっぽう、姫路城主池田利隆は元和二年逝去し、その遺領は池田光政に賜わったが、当時八歳という幼弱の故をもって、因幡・伯耆三二万石を与えられ鳥取に転封された。<sup>⑦</sup>

池田輝政の存命中、あるいはその死後、その遺領相続において、利隆の系統よりも、忠継・忠雄の系統に厚かったのは、後者の系統が徳川家康の外孫にあたっていたことに理由があったと思われる。江戸時代鳥取・岡山両池田家と呼称され

つも、忠継・忠雄の系統が親幕府的であり、また準家門的待遇をうけたのも上記の理由による。

寛永八（一六三二）年播州赤穂領主池田政綱の逝去にあたり、その遺領は池田忠雄の願により、その弟輝澄・輝興の兩名に分与することになった。その結果、輝興の所領佐用郡二万五、〇〇〇石を輝澄に加えて六万三、〇〇〇石とし、輝興には赤穂郡三万五、〇〇〇石を与えた。<sup>⑧</sup>

これよりさき、寛永七年備前岡山において起った、池田忠雄の家臣渡辺数馬の弟源太郎（又源大夫）に対する河合又五郎の殺害事件は、池田氏と旗本との対立関係にまで発展し、両者衝突の危機をはらんだ寛永九年池田忠雄は痘瘡によって逝去した。<sup>⑨</sup>

時に世子池田勝五郎は三歳の幼弱であったため、二〇万石に減知のことがとりざたされたが、幕府は勝五郎の叔父松平（池田）輝澄、同輝興の兩名と、執政荒尾内匠介成利・同志摩守嵩就・乾兵部直幾の三名を召し、勝五郎に家督を許すとともに、備前を転じて因幡・伯耆兩國と交換し、三二万石を領することを命じた。<sup>⑩</sup>

減知のことなく、所領交換のみに止ったのは、老臣荒尾氏らの功績によることもさりながら、前記の如く徳川氏との血縁関係があづかって力あったといえよう。

- ① 『徳川実紀』（新訂増補国史大系）慶長五年の条、慶長一八年正月廿五日の条、

なお、註①～⑨は鳥取池田家文書「池田氏家譜集成」「校正池田氏家譜」（鳥取県博物館蔵）をも参照した。

- ② 同右、慶長八年四月の条、慶長一八年正月廿五日の条  
③ 同右、慶長一五年二月の条、慶長一八年正月廿五日の条  
④ 同右、慶長一八年正月廿五日の条  
⑤ 同右、慶長一八年六月一六日の条  
⑥ 同右、元和元年六月廿八日の条  
⑦ 同右、元和三年三月六日の条

- ⑧ 同右 寛永八年八月七日の条

- ⑨ 同右 寛永七年一〇月の条、同九年四月の条

⑩ 同右 寛永九年六月一八日の条。鳥取池田家文書「光仲公御伝」（鳥取博物館蔵）によると、次の如くある。

寛永九年壬申六月十八日御家督御相続御年三、備前ノ国ヲ改メ因幡伯耆兩國ヲ賜ル、御黒書院ニテ松平石見守君・松平右近太夫君・并御家老荒尾内匠介・荒尾志摩守・乾兵部大輔三人モ御前ヘ召セラレ、上意兩國勝五郎ヘ被遣候、幼少ニ候得者若違妄有之候共無相違可被仰付候、幼少ノ内随分守立可申、兩國仕置之義、何レモ相談致シ取捌可申候、宰相備前ニ被為置御心安思召、又ハ常々御奉公ブリ之段彼是以テ情思

召ノ由、御懇ノ上意。

## 二 家老権力の実態

寛永九（一六三二）年鳥取藩主となった池田勝五郎（光仲）が、親政を開始する慶安元（一六四八）年までの約一五年間は、家老政治であったといわねばならない。

家老政治公許の根拠となった史料は、次に示す寛永九年七月二日の上意である。

荒尾内匠頭・荒尾志摩・乾兵部、從幕府之召に應じて登營す、於黒書院蒙上意、因幡・伯耆兩國の仕置のこと、御直に被仰含之、事畢て右の三人へ御国への御暇被仰出之、各へ呉服を賜はる云、<sup>①</sup>

これによると、両荒尾・乾の三家老に対し、因伯二カ国の仕置が命ぜられている。また、これよりさき、寛永九年六月二八日、

勝五郎公平川口より御登城、御目見有之、荒尾内匠介・荒尾志摩守・乾兵部少輔も登城、於御黒書院兩國仕置之儀、御直上意、呉服拝領、且伯州米子城荒尾内匠介可罷在旨並三人共可帰国由也<sup>②</sup>

とあり、荒尾成利に対しては、特に米子城預けの上意がでている。

しかし、現実の問題として、荒尾成利には鳥取における家老仕置のことがあり、代人を派遣せざるを得ず、寛永一〇年酒井讃岐守忠勝の許可を得て、成利の弟荒尾図書成政を米子へ常駐させることに決した。<sup>③</sup> なお、このとき、荒尾成利組に編入されていた荒尾組士五〇余人もあわせて米子に常駐させることになった。

以上の如く、幕府権力の支持を得て、荒尾成利をはじめ、鳥取藩家老権力の基礎は固ったが、同時に幕府そのものも、彼らを掌握することによって、鳥取藩を幕府権力の中にくみ入れることに成功したといえる。

米子荒尾氏の「自分手政治」と称せられる一種の自治権については、既に紹介したことがあるので、詳細はその論述に

ゆずり、ここではその大要のみを紹介するにとどめたい。<sup>④</sup>

荒尾氏は藩主池田家の外戚で、とくに米子荒尾氏は家老筆頭、一万五、〇〇〇石の知行地を宛行われていた。倉吉荒尾氏は米子荒尾氏の分家であり石高一万二、〇〇〇石を所領した。

米子荒尾氏の「自分手政治」の権限の内容を示すと、まず、米子町奉行任命権の掌握があげられる。関係史料を示すと次の通りである。<sup>⑤</sup>

一米子町奉行古来へ倉吉之通、家来相勤させ来候得共、雲州御役人ニ文通共致し面倒之筋も有之ニ付、其旨申立、組内にて相勤候様相成候由、然ル処当時ハ右文通取遣り致シ候儀も無之ニ付、前々之通家来相勤候様ニ致シ度旨、近江より申聞達御耳候処、伺之通被仰出候事

これは、米子・倉吉の両町奉行が荒尾氏の家臣をもって任命されていたことを証する史料である。ただ、米子荒尾氏の場合は中途、出雲役人との交渉上、米子組土に変更したことがあるが、安永二（一七七三）年復権運動によって旧に復したことが示されている。

また、寛延二（一七四九）年幕府巡見使に対する答書にもそのことが強調されているが、その権限は在方にまで及ぶものでないことも明示されている。関係史料は次の通りである。

一私領中町方寺社等之仕置ハ私ヨリ申付候、尤品ニヨリ勝五郎へ申聞、取斗申儀モ御座候、在方之儀ハ勝五郎役人ヨリ取斗申事ニ御座候<sup>⑥</sup>

米子町奉行を荒尾氏の家臣をもって任命することは、米子町政を荒尾氏が掌握することである。次に示す米子構における荒尾氏の初動逮捕権はこのようにして確立したといえる。

一米子自分構之場所ニテ都テ致悪事候もの、自分手ニテ差押、取調之上、同所御家中長屋者と相極り候得ハ、其旨同所家来共より組之筆頭ニ尋遣シ、弥相違無之段及返報候得ハ、家来共より申達シ候上、御目付山内源三郎役手ニ相渡候様申付、其外在中之

者迎も同様、是又家来共より在方根帳相記候上申達シ、其趣ニ寄山内源三郎役手ニ相渡候様申付候心得ニ候、<sup>⑦</sup>

伯耆国六郡については、会見・汗入・日野を西三郡、八橋・久米・河村を中西三郡と呼称し、前者を米子構、後者を倉吉構とし、前者は荒尾成利の組士をもって、後者は荒尾嵩就の組士をもって、それぞれ治安にあたらせた。<sup>⑧</sup>

米子・倉吉両組の機構は、米子組の場合、組の筆頭役をはじめ、御目付・御普請奉行・同吟味役・裏判御吟味・御郡奉行・御破損奉行・銀札場目付など合計一五の役職があり、士分の者をもって任命した。徒以下の役職は御蔵奉行・川口番・町目付・作事番など計二〇の役職があった。町奉行は荒尾氏の家臣である陪臣の役職であったため、前記の機構から除外されている。倉吉組の場合も右と大同小異であるが、役職数は米子組より少ない。<sup>⑨</sup>

次に、明暦二（一六五六）年の史料によると、米子・倉吉両組士と藩主とのつながりは、年一回の年頭登城のみとなっている。<sup>⑩</sup>しかしこれも、いつとはなく惣代一名の年頭御礼となり、さらには、これも中絶の形となった。天明四（一七八四）年からは惣代一名の年頭御礼に復帰したが、<sup>⑪</sup>江戸時代を通じて藩主との関係は、甚だ疎遠なものであったといえる。

これに反し、荒尾氏と組士との関係は、その緊密度を強めたのみならず、一転して臣従的關係さへも強めたといえる。

その一、二例を示すと、江戸初期荒尾内匠頭成利のとき、米子城において米子組士を参謁させ、藩主の御目見の儀式になぞらえ、「一人宛熨斗を取って手づから遣は」そうとしたことが記録されている。<sup>⑫</sup>幸にしてそのことなく終っているが、荒尾成利と米子組士との関係を推測する好例であると思われる。また、時代は下るが、文政元（一八一八）年荒尾成緒の米子への御初入りに際し、組士に対する態度が家臣に対する如きものであったこともその一例である。<sup>⑬</sup>

米子・倉吉の両荒尾氏に代表される「自分手政治」の権限を縮小された形において許されたものに、松崎の和田氏、八橋の津田氏、浦留の鵜殿氏があげられる。これらの諸氏は、荒尾氏の如き組士の常駐は許されず、足輕のみの定住であった。<sup>⑭</sup>

以上の如く、鳥取藩における「自分手政治」は、江戸初期における軍事的、政治的必要性をもって成立した形態と思われるが、これが前池田時代（池田光政の統治時代）からの踏襲であったのか、池田光仲時代からのものであったのか、さ

らには、池田忠継・忠雄の備前統治時代からの形態であったのか、その解決は容易でない。いずれにせよ、「自分手政治」の形態が荒尾氏の權威確立にあづかって力あったことは事実である。

- ① 「幕府日記」寛永九年七月二日の条。鳥取池田家文書「荒尾成文家譜」（鳥取県博物館蔵）及び「光仲公御伝」の寛永九年七月二日の条。
- ② 「荒尾成文家譜」寛永九年六月の条。
- ③ 同右 寛永一〇年の条。
- ④ 拙論「鳥取藩における荒尾手政治の研究」（『鳥取大学教養部紀要』第四巻 昭和四五年）。
- ⑤ 鳥取池田家文書「米子・倉吉・松崎・八橋御定」（鳥取県博物館蔵）（自宝曆二年至文政十年）安永二年閏三月七日の条。
- ⑥ 鳥取池田家文書「従公儀荒尾近江家へ御尋返答之事」（鳥取県博物館蔵）。
- ⑦ 文化一四年「米子・倉吉・松崎・八橋御定」
- ⑧ 『鳥取藩史』第二巻 二九七頁
- ⑨ 同右 二九九頁
- ⑩ 「米子・倉吉等御定」によると、明暦二年、「年頭二替ニメ、御礼ニ可被越事正月廿一日同廿七日」とある。
- ⑪ 「同右御定」によると、天明四年の条に、  
一米子組之面々、来春より前々之通、毎歳何れも致出府、年始之御礼申上度旨奉願候段、先達テ申越候付、前々取調候処、米子組并倉吉組之面々、代リ之前番後番兩度宛致出府、年頭御礼申上候儀も有之、又ハ惣名代老入宛罷出御礼申上候儀も有之候得共、中興如何之訳ニテ相止候哉、相分リ不申、物成上之節共右出府被成御免候儀哉、相

分り不申、何分右御礼之儀中絶いたし居申候処、右之通奉願候儀ニ付、此以後ハ毎歳老入宛出府致シ、正月二日年始之御礼可被為請哉と相伺候処、其通被御請旨被仰出、其段申渡候事

- ⑫ 上野忠親著「歩肥語林」巻之九（鳥取博物館、同図書館蔵）。上野忠親は鳥取藩主池田光仲の側室上野勾の甥で、鳥取池田家に招かれ、六百石寄合組に班せられた。幼年より学を好み、「歩肥語林」「雪窓夜話」「木風翁隨筆」などをあらわし、池田光仲に関する逸話を多く収録している。一方武芸にも通じ、剣槍弓術をもよくした。鳥取藩に旧説の伝わるのは、彼のたまものといわれている。元文二年鳥取藩百姓一揆のことに関係し、閉門に処せられた。その後は専ら文筆に専念し、宝暦五年七十二歳で没した。
- ⑬ 「米子市史」二五三頁。文政元年荒尾内匠介成緒の米子への御初入りを記録した同年八月五日の条に、  
朝食後御組筆頭始不殘登城、御前御礼被為、講筆頭禮谷官左衛門より弥御勇健被為成御座、乍憚目出度御儀ニ奉存候段被申上候処、御前より目出度と被成御意、又同役拓植十郎兵衛より殿様益々御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候段被申上候処、御目出度と被遊御意候テ、次ニ御組中一同御会釈申上候処、御前一寸御答礼相済、直ニ御懷縮申候、とある。
- ⑭ 『鳥取藩史』第二巻 三〇四頁

### 三 藩主権力の確立過程

#### a 池田氏一門の設定

池田勝五郎は寛永一五（一六三八）年九歳で元服し、光仲と改名、従四位下侍従に叙任され、相模守と称した。寛永一八年一三歳で百日就国の暇を願い、はじめて鳥取城に入った。ついで正保二（一六四五）年幕命により紀伊大納言徳川頼宣の娘茶々姫（芳心院）と成婚、この盛儀を期に光仲の成人が認められた。

慶安元（一六四八）年一九歳で正式に就国の暇を賜わり、名実ともに光仲の親政が開始された。光仲の親政態度は、「御政務を御直に御取捌被遊、諸式大小事共に奉伺御意」「御用人・御目付役の承り届にて事を済し候程の軽き事にても、悉く達御耳、御下知をもって取捌き候事」とあり、<sup>①</sup>大小親裁という權威主義的態度であった。

他方、当時の家老執政である両荒尾・和田・乾の諸老臣は、軍務・法政・年貢徴収の各分野にわたって堪能であり、光仲にとってかなりの重臣であったことが考えられる。<sup>②</sup>この老臣をおさえ、藩主権力を確立することが、光仲の初政をかざるものでなければならなかった。

岡嶋正義著「因府年表」正保元年七月の条を見ると、次の如き史料がある。

池田日向之政殿を備前より御呼迎に相成る。深き御趣意有之事の由、冬御合力米五百俵を賜、

とあり、池田日向之政招致のことが記録されている。史料中「深き御趣意有之」とは、何を意味するのか推定し難いが、後述する如き池田氏一門設定のことを意味するのではなからうか。

池田日向之政は、池田勝入信輝の長男紀伊守之助の孫である。紀伊守之助は長久手の戦いで戦死したため、その子出羽由之は輝政の家臣となり、ついで利隆・光政に臣従した。日向之政は伯耆国米子で誕生し、のち備前岡山に移ったが、光仲によって鳥取へ招致されたものである。日向之政は池田家嫡流の系統に属する。<sup>③</sup>

池田光仲幼年期の家老執政は、前記の如く両荒尾・和田・乾の諸家であった。<sup>④</sup>のち、元禄五（一六九二）年より津田氏、同一〇年より鵜殿氏が加わる。

荒尾氏は池田家の古い外戚、和田氏は最初池田家の客分、乾氏は池田忠雄の淡路時代よりの譜代の執政、津田氏は武功によって後に招致したもの、鵜殿氏は忠継・忠雄らの生母良正院の外戚であった。<sup>⑤</sup>

したがって、池田光仲幼年期における池田氏一門の人脈は甚だ希薄であり、池田日向之政招致の意義はここにあったといえる。

これよりさき、寛永一九（一六四二）年池田輝政の一〇男（実は三男）池田利政の第二子池田知利と、その従兄弟池田政広の兩名を備前池田家より招致したことがある。<sup>⑥</sup>

鳥取池田家の三家門とは右の二家と、前記日向之政家とを指す。このうち政広は万治三（一六六〇）年喪心のことがあり、知行没収の上蟄居となった。他の二家は鳥取藩最高の格式である着座家を構成し、家老執政家として幕末を迎えている。

しかし、右二家は着座一〇家の構成者ではあったが、格式は着座一〇家のうち上六家の構成者である両荒尾・和田・津田・鵜殿・乾の諸家に及ばず、下四家の構成者である両荒尾氏の分家と同格の位置に置かれた。

以上池田光仲の初政に際し、鳥取池田家一門形成のことがあり、それは藩主権力確立に寄与する企画であったと理解したい。しかし、両荒尾氏をはじめとする重臣層の壁は厚く、これら重臣を圧して最高の執政家に位置することはできなかった。かつて池田輝政の死後忠継らの生母良正院が、忠継の輔翼として、生家の叔父鵜殿長次を招き、禄高その他の格式において荒尾但馬と同等にせんと企図したことがあるが、幕命によって果し得なかったという事例がある。<sup>⑦</sup>池田家における荒尾氏権力の大体は推察できるであろう。

#### b 幕府権力の利用

藩主権力確立に幕府権力利用のことがあげられる。前に紹介した紀州徳川氏との縁組もその一つであろうが、光仲の初

入国にあたり重臣罷免の可否を老中に諮問したという逸話が伝えられている。<sup>⑧</sup> 事の真偽は別として、光仲の藩主権力確立に示す意欲の程が察せられる。

わけても、慶安元（一六四八）年発議された東照宮鳥取勧請のことは、徳川権力利用の好例であろう。

光仲は慶安元年三月初入国すると、同年四月直ちに鳥取長寿院において東照宮三十三御神忌を修し、徳川氏に忠節の意を示すとともに、徳川氏との深縁を家臣団に明示した。

そして、同年一二月東照宮鳥取勧請の許可を得て造宮に着手し、慶安三年鳥取東照宮の完成をみた。<sup>⑨</sup> 現在社前に残る荒尾成直・同宣就・和田三信・津田元茂・鵜殿長之・乾長十郎・池田辰政・同長重・同政広・同之政・福田久隆・菅長太郎・安養寺政景・矢野正綱による計二〇基の献灯と、荒尾成利の手水鉢、荒尾嵩就の花瓶の献上は、当時の鳥取藩最上層の家筋を知る好き材料である。<sup>⑩</sup>

次に、鳥取東照宮の神事については、鳥取永田大明神の社務永江外記を起用し、東照宮の称宜に任命し、東照宮の法事については、別当寺として淳光院を慶安三年に創建し、公侃大僧都を別当にすえた。公侃は池田輝澄の六男、光仲の従兄弟にあたる。<sup>⑪</sup>

東照宮の勧請にあたり御神体の遷座奉安などの儀は、藩主光仲にかわって池田日向之政の執行するところであった。<sup>⑫</sup> この重要な儀式に池田家嫡流の子孫を起用したこと、また、東照宮の別当に光仲の従兄弟（公侃）が起用されていることなどから、光仲による池田氏一族重視の意図が感じられるとともに、一族の興隆によって結果する光仲の藩主権力の確立の意欲が理解される。

#### c 荒尾成利罷免事件

藩主権力確立過程において、巨大な障害となったものに、鳥取藩御国替以来の重臣、なかんずく、その代表である米子荒尾成利の存在があった。池田光仲にして藩主権力確立を企図する限り、両者の衝突は宿命的であったといえる。その衝

突事件が荒尾成利に対する御職罷免事件である。

荒尾氏は既述の如く、池田信輝以来の外戚で、池田輝政以来、新しく外戚となった鵜殿氏をおさえて、鳥取藩重臣の筆頭に位置していた。

荒尾成利に対する一七カ条からなる問責についての事件の詳細は、すでに紹介したことであるのでそれにゆずり、ここではその大要と事件の持つ意義とについてのみふれておきたい。

ところで、まず問責事件の生起年代において、記録は必ずしも一致しない。鳥取藩の歴史年表として確度の高い「因府年表」によると、事件を暗示する記事が明暦元（一六五五）年三月朔日の条に次の如くのべられている。

荒尾但馬成利、当時致仕、劉節と改名す、

次に、同年一〇月一二日の条に、

荒尾劉節成利卒去、享年六拾七歳、法名顯功院、龍峯寺の後岳に葬る。

とある。荒尾成利逝去の年月は明瞭であるが致仕のそれは明確性を欠いている。

そこで、「因府年表」の記事を遡り、承応元（一六五二）年六月の条を見ると、「御帰城、荒尾但馬・同大和御供に候す、先月十四日御発駕遊さるる処なり」とあり、藩主光仲に供して、江戸より帰国したことが明瞭に記録されている。

しかし、同年九月の条を見ると、鳥取東照宮祭礼にあたり、「惣騎馬の員数凡四百廿四人、荒尾大和横手より江崎惣門までは行列を整え」云々とあり、荒尾但馬の名が記録されていない。「因府年表」の著者も、この点に注目し、案ずるにとして、「右に荒尾大和と載て但馬と不記は、成利の隠居ありしは恐らくは当年ならんと臆察せらるるなり」とのべ、承応元年七月から九月の間に荒尾成利罷免事件の生起を想定している。

したがって、「当時致仕」という「因府年表」の明暦元年の記載は、隠居が明瞭となった時点を指したもので、罷免事件のあった年を指したものではない。ちなみに、米子荒尾氏の家譜である「荒尾成文家譜」（従慶長年中至明治六年）に

も、「承応元辰年老を告隠居」「明暦元未年十月十二日卒、六十七」と記録しており、承応元年致仕説をとっている。

ただこの場合、鳥取藩の政務記録である「万留帳」に、後述の如く、荒尾成利が慶安元（一六四八）年から、月番執政をはずされている事実がある。しかし、このことをもって、直ちに慶安元年致仕説を取るのは早計と思われる。理由は、荒尾成利と同様、荒尾嵩就（倉吉）もはずされており、嵩就の致仕は寛文二（一六六二）年であったことから理解できるであらう。<sup>⑭</sup>

荒尾成利に対する問責一七カ条の内容は、荒尾氏をばかってか残存しない。しかし、思うに藩主権力を干犯せんとした数々が挙げられていたものと想像する。

この問責罷免に対する荒尾成利の対抗手段は「暇乞捨て」による領外退去の方法であった。<sup>⑮</sup>これは実施をみずに終わったが、もし実現していたならば、鳥取藩をゆるがす大事件に発展していたと思われる。

池田光仲が荒尾成利の勢力拡大を警戒していたことは、池田氏一門の池田知利が、荒尾成利の娘と成婚したことを心よく思わなかったという伝承からも窺える。<sup>⑯</sup>

荒尾成利の罷免、つづく彼の死去は、逆比例的に藩主光仲の権威増大をもたらした。成利死去の翌年（明暦二年）から実施された米子・倉吉詰組士の（各二名づつ）江戸御番への派遣開始<sup>⑰</sup>、また、同年から実施された「因伯平し免」の開始は、このことを立証するものであらう。<sup>⑱</sup>

① 佐藤長健著「因府録」巻之六

② 同右 巻之六

③ 「池田氏家譜集成」

池田信輝—之助—由之—由成（出羽）  
—之政（日向）

④ 鳥取池田家文書「万留帳」寛永九年より慶安元年まで

⑤ 岡嶋正義著「因府年表」慶安元年四月の条、「因府年表」は『鳥取

県史』編さんにあたり、近世資料篇第七巻として出版されている。

⑥ 「池田氏家譜集成」

池田輝政—利政—政信（信濃）  
—政虎—知利（大蔵）  
—直長—政広（図書）  
—女子

⑦ 『鳥取藩史』第一卷 三〇一頁

⑧ 『鳥取藩史』第一卷 二四頁

⑨ 「因府年表」慶安元年四月の条 同年十二月の条

⑩ 「因府年表」慶安三年四月の条

⑪ 「因府年表」慶安三年四月の条

「鳥府志」東照大権現之御宮の部

「鳥府志」も『鳥取県史』近世資料篇の中に入れられている。

⑫ 「因府年表」慶安三年九月の条

⑬ 拙論「鳥取藩における荒尾手政治の研究」(『鳥取大学教養部紀要』第四卷 昭和四五年)

拙論「鳥取藩の政治変革」(『鳥取大学教養部紀要』第九卷 昭和五一年)

⑭ 「万留帳」は全三〇冊あるが、そのうちの第一冊は、表紙に「万留帳書抜」とある如く、寛永九年から慶安二年迄の重要事項を「書抜」いたものである。第二冊は寛永一四年から始まり、終りの冊は明暦四年となっている。したがって、第一冊と第二冊以下とは、寛永一四年から慶安二年までが重複することになる。

「万留帳」は寛永一五年から寛永二二年まで、その表紙に、「江戸方々へ被仰遣御用」「御家中へ被仰出御用」「方々へ遣万切手之留」「両国米弥段之定」「外ニ伝馬帳別ニ有」という記載があり、「万留帳」の記録内容を示している。

#### 四 藩士に対する統制

#### a 格式の固定

慶安元(一六四八)年池田光仲親政開始の一つに、同年八月朔日発布の「御家中御法度」があげられる。

次に、承応四(明暦一)年より始まる「控帳」があるが、これは御櫓の日記ともいふべきもので、家老執政が関与し、鳥取藩政全般についての記録である。したがって明治二年にまで及んでいる。なお、これから記録類に関する研究として、徳永職男氏「鳥取池田家史料の日記類に関する一考察」(その一)(鳥取県博物館発行)がある。

⑮ 「因府年表」寛文二年六月の条

⑯ 「因府録」卷之第三

⑰ 「因府録」卷之第六

「池田大藏も、備前より被為呼、御懇意也、後年荒尾但馬成利の郢となりてより、御懇意の御内意も少しは薄く成たるとかや申伝ふる也」とある。

⑱ 「因府年表」明暦二年の条に、

江戸御留守居、安養寺大学

福田牛之助・斎藤市左衛門、外に十五人江戸御番に赴く、又米子・倉吉詰の土江戸へ相詰る事当年より始る、両組の内にて兩人づつ被命

⑲ 明暦二年から開始された「因伯平し免」は、鳥取藩における給人の知行所に対する年貢徴収に関するあらゆる権限を藩が掌握したことを意味するもので、鳥取藩の藩主権力の確立と深い関係有するものである。したがって、この政策を実施するには豊沃な村を掌握している給人の反対を招くおそれがあり、その代表者ともいふべき荒尾成利反対をかわす必要があったと思われる。

鳥取藩家中に対する法度は、寛永九（一六三二）年御国替以来、光仲親政開始までの約一六年間、大小あわせて一四、五回にわたって公布されている。しかし、その条文数において最も多く、かつ内容上の整備の点において、最も群をぬいているのは慶安元年のそれである。<sup>①</sup>ただ詳細に各条文を吟味すると、慶安元年の法度は、その過半が、寛永九年に発布された「御家中御法度」のそれと重複し、やや新鮮味に欠けている。寛永九年のものは、藩主幼少のため、池田忠雄時代の「御掟」がそのまま継承されている。

寛永九年・慶安元年の両法度を通じ、重複する部分で家臣統制上、特に重視すべきものをのべると、まず、第一条に明示されている徒党禁止の法度があげられる。この条文は各藩に見られるものであるが、寛永九年の鳥取藩にあっては、藩主幼少のため、特定の重臣（荒尾氏）を意識した上でだされたものではないかと想像する。

第二条は「諸道具人馬、其身分限相応可相嗜、不時ニ可相改之事」という軍役に関する条文であって、軍役を通じての家臣統制が窺える。

次に、喧嘩口論の禁止、家中養子の許可制、牢人抱置の禁止などがあり、ともに、徒党的要素への発展を防止せんとする意図のあらわれた条文といえる。

次に、私用による家臣の他国ならびに知行所への他出に関する規定の条文がある。この場合の具体的手続は、暇帳に判形し、組頭を通じて上申することになっている。

この場合、他国なるものが因伯各々を指すものか、因伯以外を他国としたものか、少々判定に苦しむが、知行所が因伯二カ国にまたがって宛行れていることから判断して、厳密にこれを解釈し、因伯それぞれの国を指しているものと解釈したい。

また、慶安元年のこの条文には、留守中の他国他出を禁止する文章が追加されている。留守中とは参勤交代による江戸へ在府中のことを指すものであるが、家臣に対する統制の強化が読みとれる。

いずれにせよこの条文は、家臣の動向を意識的に把握せんとする意図の見られるもので、これまた特定の重臣に対する対応策ではなかったかと想像する。

慶安元年新たに追加された条文に追懸者に対する処置のことが記されているが、これよりのち、承応元（一六五二）年荒尾成利罷免にあたり、彼が国外退去を企図せんとしたことがある。偶然とはいえ、彼に対する対応策の如き感をうける。

以上、寛永九年および慶安元年両法度の重複する部分、ならびに慶安元年新たに加えられたものの一部を紹介し、家臣統制を通じての藩主権力の確立を分析したが、次に藩主権力確立に関係深いものの一つとして百姓公事沙汰のことがある。寛永九・慶安元兩年の法度に、

一百姓公事沙汰、代官給人一切かまひ申聞敷事<sup>③</sup>

とあり、給地百姓に対する裁判権が池田忠雄の備前統治時代から、すでに藩主の手に帰していたことを証明している。<sup>④</sup>と  
ここで、給地に対する徴税権については、後述の知行関係のところで説明したい。

次に、藩主権力確立に関係深い家臣団の格式固定の問題にふれてみたい。鳥取藩家中格式の完成固定した時点の名称をのべると、着座・大寄合・番頭・物頭・羽織組・寄合・諸奉行・馬廻（士分以上）、徒士・弓徒・掃除坊主・苗字付・無苗（士分以下）の呼称があった。

「着座」家は鳥取藩家老執政を構成するもので、固定した時点におけるそれは、両荒尾・和田・乾・津田・鵜殿（上六家）、両池田・両荒尾の各分家（下四家）の一〇家であった。

藩の記録によると「着座」名の初見は万治四（寛文元『一六六一』）年一月二日の次の史料である。<sup>⑤</sup>

一二日御宮江御参詣御着座之者並大学・兵庫・兵部御宮へ罷出事

当時「着座」の呼称は必ずしも固定しておらず、「御一座」「御連座」という呼称もあり、これが一定して着座と称せられるに至ったのは寛文四（一六六四）年以後といわれている。<sup>⑥</sup>

鳥取藩の着座家は、鳥取藩公儀の構成者たるの意義を有するゆえ、寛永九（一六三二）年以後の政務記録である「万留帳書拔」「万留帳」ならびに「控帳」及び「知行目録」などによって、寛永九年から光仲親政開始の慶安元年前後にいたる家老執政形態を紹介したい。

寛永一〇年鳥取藩においては知行割りが行なわれているが、その一例を示すと次の如くである。<sup>⑧</sup>

知行方

目録

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 一高貳百四石壹斗壹升四合        | 因州八上郡 |
|                     | 門尾村内  |
| 一高貳拾壹石七斗六升三合        | 同国高草郡 |
|                     | 長柄村内  |
| 一高百九拾三石九斗七升         | 伯州久米郡 |
|                     | 土下村内  |
| 都合四百貳拾石 但、物成割ニ付高不足有 |       |

右以来勝五郎様御直判可有御頂戴者也

寛永拾年

乾 兵部大輔花押

十一月廿八日

和田飛驒守

荒尾志摩守花押

荒尾内匠助花押

岡嶋五郎右衛門殿

右の史料は岡嶋五郎右衛門へ出された知行目録であるが、荒尾内匠助以下四名の加判となっている。和田飛驒守に書判がないのは、寛永九年十一月八日より寛永一一年二月迄江戸へ出府していたためである。<sup>⑨</sup>

次に、寛永一八年神戸彦右衛門へ与えた扶持米の記録によると次の如くなっている。<sup>⑩</sup>

神戸彦右衛門十月十五日より御ふち方拾人、御合力米五拾俵被遣候付、可被相渡候、以上、

十月十二日

甲斐

飛騨

志摩

内匠

吉村忠右衛門殿

大塩七右衛門殿

右史料の場合も荒尾内匠以下四名の連署となっている。なお、甲斐とあるのは乾兵部大輔の改名によるものである。

また、慶安元年までの「万留帳」の中には、三かないしは二名連署の場合の記録があるが、これは、右の四名のうち一  
名ないし二名が江戸へ出府しているときの現象である。

したがって、鳥取藩における寛永九年から慶安元年三月までの藩の政務は、前記四名の合議によって執行されたことが  
判明するであろう。

しかし、池田光仲親政開始の慶安元年四月からは、「万留帳」の記載が整ってくる。具体的に記載例を示すと次の通り  
である。<sup>①</sup>

是より飛騨当番

一早瀬四郎左衛門近年江戸に相詰候ニ付、銀子六百目御借被成候、

当暮より三年ニ元分ニテ取立可被申候、以上

卯月

飛騨

主計

大和

吉井四郎兵衛殿

右史料によると、家老執政月番制の採用が挙げられる。ただし、半月交替であった。また家老執政の世代交替が顕著に見られる。すなわち、荒尾成利にかわるに、その子大和成直が、荒尾嵩就にかわるに、その子主計宣就が、和田三正の死去によって、その子飛騨三信が、それぞれ登場している。<sup>⑫</sup>藩主光仲親政開始にふさわしい陣容である。乾甲斐の名が見えないのは、慶安元年四月彼の死去と、嗣子長義幼弱のためとによる。ちなみに、甲斐長義の執政任命は寛文元（一六六二）年である。<sup>⑬</sup>したがって、此の間の家老執政は荒尾成直・同宣就・和田三信の三名による担当であった。

以上、寛永九年から慶安初年までの家老執政家は両荒尾・和田・乾の四家に固定されていたと理解してよからう。

ところで、万治元（一六五八）年の史料によると、家臣の待遇上の位置を示すものとして、「岩井御茶屋、奥の間一間外は、家老共、外に筑後・民部・長十郎・池田三人衆、証人上三人衆」という記載がある。<sup>⑭</sup>家老共とは両荒尾・和田の三氏を指し、筑後は津田筑後、民部は鵜殿民部、長十郎は乾長十郎（甲斐長義）、池田三人衆とは、池田大蔵・同図書・同日向の三家を指す。証人上とは、幕府に人質を出している家で、福田・菅・安養寺の三家を指している。これらのうち、池田三人衆までが着座家を構成する家筋となるわけであるが、その時期は、「家老共御着座衆、大寄合和泉・権佐・兵庫御譜代」とある寛文八（一六六八）年頃ではなからうかと思われる。<sup>⑮</sup>

したがって、のちの着座家に相当する家筋は国替当初は両荒尾・和田・乾の四家であったと思われる。池田日向家は寛文二年より執政家になるが、津田・鵜殿両家がいつ頃着座家に編入されたのか問題が残る。<sup>⑯</sup>しかしその時期はかなり早かったのではなからうか。<sup>⑰</sup>

着座家につぐ格式に「大寄合」がある。その設定時期は寛文八年で、荒尾頼母・津田元常・鵜殿長義をもって構成した。いわば着座家の子弟の格式である。

「大寄合」席の新設によって、格式を次席から三席に下げられたのが「番頭」である。「番頭」には「証人上」と「譜代番頭」「平番頭」の三分ががあった。「証人上」は福田・菅・安養寺・矢野の四家を指し、石高は二、三千石であった。

「譜代番頭」は「証人上」につく格式で、「御家久敷家筋」として礼遇が「平番頭」と異っていた。神戸・天野・高木・加賀・箕浦・宮脇の六家で、その家格が固定するのは万治三（一六六〇）年であったといわれる。<sup>⑮</sup>

以上、鳥取藩における上級家臣の格式固定の年代を分析したが、その時期は明暦年間から寛文年間にわたることが理解できる。藩主権力の確立は家臣の格式固定化の上に安定するものである。また、鳥取藩着座家の固定にあわせて鳥取藩公儀の確立も考えるべきであろう。

## b 知行の形態

鳥取藩の地方知行を全藩的に把握する史料としては、天明四（一七八四）年と弘化二（一八四五）年との「因伯給人所附帳」がある。<sup>⑯</sup> この両史料はともに江戸中期以降のもので、江戸初期の知行形態を知る史料とはなり得ない。しかし、諸家に現存する知行目録から判断すると、寛永一〇（一六三三）年知行宛行以来幕末まで、殆んど知行地に変化が見られないことから、<sup>⑰</sup> 右の二史料をもって、寛永一〇年以降の知行形態の推定が可能である。

それにより鳥取藩知行形態の特徴を一、二挙げると、まず分散相給の形態を取っていること、蔵入地は日野・智頭・会見の諸郡に多く、一見して備中・出雲・播磨に対する軍事的配慮と、鉄生産地の掌握が感じられる。したがって、逆に因幡の諸郡に給知が多い。自分手政治を許された着座家のうちの数家は、その拠点の周辺に知行地が集中している。<sup>⑱</sup>

既述の如く、知行地百姓に対する裁判権は、寛永九年以前より藩主の掌握するところとなっているが、免率決定権については同年の「御家中御法度」では不明である。しかし、承応二（一六五三）年の法度は参考になる。<sup>⑲</sup>

一 連々如御法度、百姓出入、給人代官一切取持被申間敷事

一 免相究候時、給人より郡奉行へ少も好事被仕間敷事

一 運上無之やな并さがり向後停止之事

右の史料には、免率決定に際し、給人より郡奉行への干渉を禁じた条文のあることが窺える。この史料から推定すると、

承応二年以前、既に免率決定権が藩当局に郡奉行にあったことを証明している。そしてその時期は寛永九年の国替以前にさかのぼりうると思われる。寛永一二年五月、荒尾内匠の給地伯耆国「合見郡長砂村相定土免之事」という土免状を見ても、免率の決定者として藩郡奉行の名前が明示してあることからわかるであろう。<sup>②</sup>

寛永九年以後地免をもって給人に支給されていた年貢徴収法に変化があらわれるのは明暦二（一六五六）年から実施された「因伯平し免」採用からである。<sup>③</sup>

ただし、「平し免」採用の前提的兆候は慶安四（一六五二）年にあらわれている。関係史料を示すと次の通りである。<sup>④</sup>

一御蔵入分ぬか・わら・なわ、当年より給所なみに取立候へと申渡候事

ぬか・わら・なわは附加税の品目であるが、慶安元年の「在方御法度」では、蔵入地と給所とは、徴収内容に多少の差が設けられていた。それを示すと次の通りである。<sup>⑤</sup>

一ぬか・わら・縄之定

蔵入ハ 物成四拾石ニ付 ぬか五俵

同 同 わら貳拾五束、但、三尺廻り

同 同 なわ貳拾五把、但、六尺ひろに五拾尋

給所ハ 物成四拾石ニ付 ぬか拾三俵

同 同 わら貳拾五束、但、三尺廻り

同 同 縄貳束、但、六尺ひろに五拾尋、但、なわ不入候ハ、耆束之代わら五束

蔵入地と給所との間に徴収の差が見えるのは、需要の違いによるものと思われる。これを慶安四年給所なみに統一したのは、徴収量よりも税率一定化に施策の目的があったように思われる。

明暦二年より実施された「平し免」関係の規定は二〇カ条からなるものであるが、そのうち骨子となる条文は、次の文

章である。<sup>②</sup>

一銘々知行所、平免之通未進無之様ニ、代官衆より物成米相渡可申事、然ル上は、村々未進ハ御藏之未進ニ可被成事

右の史料は、地免に関係なく、藩の決定した免を持って給人に支給する施策を示したもので、給人に対する物成米の保証が明示されている。この処置によって、給人と給所との関係が所務の面においてもほとんど断絶されたことは、山中寿夫氏の既に指摘された通りであるが、これが、その後鳥取藩財政の窮乏に関係して打ち出される「借上げ」の前哨的意図を持つことを見のがしてはならない。

「平し免」の採用は、寛文一〇年より開始される鳥取藩の「借上げ」を容易にする結果を招いたもので、知行地の豊凶肥瘠による不合理除去に名をかりた藩庫の充実策であったといえよう。そしてそのことは、財政的に藩主権力の確立に寄与するものであろう。そして、この施策（平し免）が前記の如く、荒尾成利の死去の翌年から実施されていることは、荒尾氏の知行所の免率とあわせ注目すべきことと思われる。

近世徴租法の研究は近時幾多のすぐれた研究業績を見る。<sup>④</sup>このうち、田中誠二氏の「岡山藩徴租法の研究」は、備前池田家の土免法に関する研究であるが、鳥取藩徴租法の研究にも甚だ参考になる労作といえる。この種の研究については、いずれ明らかにされる時期がくると思われる。

① 藩法研究会編『藩法集』鳥取藩のうち、寛永九年から慶安元年までの「御家中御法度」四七～五三頁。寛永九年から慶安元年までの「御旧法御定制」卷ノ卷 三三九～三四〇頁。

② 『藩法集』鳥取藩「御家中御法度」慶安元年の条に「追懸者於在之、請取口々如書出組切申合、是又待下知指図次第可罷出候」とある。

③ 『藩法集』鳥取藩「御旧法御定制」寛永九年の御法令 三三九頁

④ 藤井讓治氏「幕藩体制初期の藩財政」『史林』五六卷第一号、同氏「幕藩制領主論」『日本史研究』一三九・一四〇合併号。両論文を通じて、若狭小浜藩における家臣知行制の問題を分析され、明暦年間において裁判権は藩主の掌握するところになっていたことを示されている。

⑤ 鳥取池田家文書「控帳」万治四年（寛文元）正月二日の条  
⑥ 「控帳」寛文四年一〇月の条、『鳥取藩史』第二巻参照 七頁  
⑦ 第三章註の⑭を参照

加賀信濃守

永一〇年の知行と弘化二年の所附帳との両者を表示すると次の通りである。

②1 前掲拙稿「鳥取藩における荒尾手政治の研究」

②2 『藩法集2 鳥取藩』『御家中御法度』承応二年の条

伯耆国会見郡長砂村は、寛永一〇年より荒尾内匠の知行地になる。

したがって、寛永九年の土免状には荒尾氏の名前は記入されていない。

寛永一二年の土免状を紹介すると次の通りである。

会見郡長砂村相定土免之事

田畝数三拾七町六反四畝貳拾三分半

畠畝数四町五反四畝三分 荒尾内匠殿

一田畠高合五百九拾八石三斗四升九合

内畠三拾三石三斗三升三合

物成貳百貳拾壹石三斗八升九合 三ツ七分

内七石貳斗六升 宛下加損ニ遣

残物成貳百拾四石壹斗貳升九合

外夫口米有之

右之通定遣上者、小百姓出作共ニ寄合、田畠無甲乙令割符、来ル霜月

中ニ急度皆済可仕候、若絶人失人有之共為残百姓并納所可仕者也

寛永拾貳年

五月十三日

吉村源兵衛花押

沢住九左衛門花押

## 五 支藩設置の意義

藩政史における家の強化が寛文期の特徴であること、寛文期における大名宗主権の確立が必然的に宗家の血縁保持に關係することは既に明らかにされたことである。<sup>②①</sup>

鳥取藩における貞享二（一六八五）年池田光仲の第二子池田仲澄分知のとき、光仲自筆の「心得書」きに、「御時世ニ随ひ、首尾能蒙仰、殊ニ家厚ク相成候」云々とのべられているのは、宗家の血縁保持の一面を物語っているものといえる。<sup>②②</sup>

庄屋百姓中

②④ 鳥取藩の地方知行の性格を研究した労作に、山中寿夫氏「幕藩体制

下における地方知行の性格について」《史学研究》七二号の論文が

ある。同氏は、知行地における裁判権、免宰決定権の藩主掌握の時期

を分析され、裁判権は入国当初から、免決定権は承応二年からである

とのべられている。

②⑤ 『藩法集2 鳥取藩』『在方御法度』慶安四年の条

②⑥ 『藩法集2 鳥取藩』『在方御法度』慶安元年の条

②7 『藩法集2 鳥取藩』『御家中御法度』明暦二年の条

②⑧ 前掲山中寿夫氏「幕藩体制下における地方知行の性格について」

②⑨ 寛文一〇年「御勘定所御定」に、

一御家中物成老シ成可被差上候、但当年之義ハ勝手次第第五分通ニても

被差出、残五分ハ免御返シ以後か其内ニても心次第差出シ可被申事

③⑩ 田中誠二氏「岡山藩徴租法の研究」《史林》五九卷一号。水本邦

彦氏「土免仕法と元和・寛永期の村」《日本史研究》一五四号、同

「近世前期の「土免」について」《歴史評論》三三二六号。中口久夫

氏「近世初期租法の研究」《地方史研究》二七卷一号。

がら、支藩設置の歴史的意義は、幕府による大名権力の分断・分散策である一面と、大名家における家の存続策、宗主権の確立策という両面を持っている。右に紹介した光仲の「御時世に随ひ」とはこの両面を言い得ているものと思われる。

支藩設置に右の両面がある限り、大名家としては、幕府政策の意図を排除して宗藩権力の確立に寄与する支藩設置を企図するのが自然であろう。鳥取藩の支藩設置は、まさにこのような意図にしたがったものであるといえる。貞享二年光仲の「心得書」に表現されている支藩設置の基本的態度はこのことを証明している。その態度を要約すると次の如くなる。

- 1 宍岐守に分知する所領は、切分け新田地であること。
  - 2 分知家へは附人を派遣する。
  - 3 本藩の法令が支藩を拘束する。
  - 4 本藩・支藩両家の家臣は同格である。
- 右の諸条項についてその要旨を説明したい。

鳥取藩の分知家は、鳥取新田として分知された光仲の第二子宍岐守仲澄家（東館）と、因幡新田として分知された第五子河内守清定家（西館）との二支藩を指す。宍岐守家は貞享二年二万五千石を分知され、河内守家は元禄一三（一七〇〇）年一万五千石を分知された。幕府の待遇は、叙任・参勤交代・公役賦課など、他の諸侯と異なるところはなかった。

鳥取藩分知家の所領は切分け新田地であったが、ごく一部を除き、その新田村が一村立ちの新田村でなかったことに特徴を持っている。参考までに、備前岡山藩の支藩鴨方藩も新田分知の藩であるが、この場合、開拓された新田村の一村すべてが分知家に分与されるという形がとられている。<sup>③</sup>

これに対し鳥取藩の場合は、古田村のうちの一部に切添え的新田の部分があり、各村にあるそのような切添え的新田の部分を総計して所領として分知する形がとられている。

したがって、表面的には「国安ノ内、向新田村」というように、独立した村名が表現してあっても、現実には国安村のうちの一部分を指す新田の場所を示しているもので、行政的にも独立して村運営がなされたのではなく、国安村の庄屋の掌握下にあった。したがって、新田村と表現されていても、それは一種の架空的村であったといえる。<sup>④</sup>

したがって、支藩の所領と称されていても、支藩主の所領地に対する統治権はなく、いわゆる本藩の廩米の家としての存在であるにすぎなかった。鳥取藩本藩の「御積り」を見ても、支藩会計は本藩会計の中に包含されており、財政的に完全に本藩に掌握されていたといえる。<sup>⑤</sup>

鳥取藩における地方知行権の変質は、給人の知行地に対する支配関係を薄弱にしたが、それでも一部の支配権は残存していた。<sup>⑥</sup>これに対し支藩のそれは、上級家臣にも及ばない劣弱性であったといえる。換言すれば、鳥取藩分知家の設置は、鳥取藩宗主権の確立とその保持とに寄与するものであって、分知家の尾大化は許されえないものであったといえる。鳥取藩分知家の所領状況はこのことを証明している。

次に、支藩対策の一つとして「附人制」が挙げられる。「附人」は本藩物頭格の中から選任され、通常二名で、「御附人之御家老」と呼称された。<sup>⑦</sup>任務は本藩と支藩との連絡調整を主としたが、支藩に対する監視監督の意味も持っていた。

藩政史研究における支藩の研究は、その取扱いにおいて甚だ軽く、研究も僅少である。しかし、本藩の存続を支えた支藩の歴史的存在は軽視されるべきものではなく、今後に課せられた研究の一視点であろう。こころみに、將軍家に対する御三家は、いわば本藩支藩の意味もある。本支藩を含めての研究が必要であろう。

① 拙論「本藩と支藩の封建関係について」(『鳥取大学教養部紀要』第五卷)。朝尾直弘氏「將軍政治の権力構造」(岩波講座『日本歴史』近世2 一九七五年)。

② 鳥取池田家文書「松平孝岐守源仲澄公御分地刻式」(鳥取県博物館蔵)

③ 谷口澄夫氏「岡山藩政史の研究」三二二頁、『浅口郡誌』一四章天保検地 一一七～一二二頁

④ 鳥取池田家文書「御連枝様方御家」「新田村数帳」

⑤ 鳥取池田家文書「因幡・伯耆御物成納所高帳」によると、両分知家の物成りが本藩会計の中に組み込まれている。

⑥ 夫口米・ぬか・わら・なわ代米は従来通り給人が受取る。給人への奉公人は給所から求めるなどのことを指す。

⑦ 鳥取池田家文書「亭岐守様御附人」宝永三年の条

## 六 池田光仲の宗教政策

池田光仲の宗教統制は、領内の社寺に対するそれではなく、池田家自体における宗派変更のことがらを意味する。しかし、光仲の宗教に対する基本精神は、この宗派変更事件を分析することによって理解できる。

池田光仲が鳥取東照宮勧請にあたり、その別当寺として淳光院を開基し、その別当に彼の従兄弟公侃をあてたことは、すでに述べたことであるが、これは宗教上に示した光仲の権威主義のあらわれである。淳光院が領内寺院の最高位に位置されたことも、右の諸事情に関係している。池田光仲の宗派変更事件とは、臨済宗妙心寺派より黄檗宗への改派事件のことである。

がんらい池田家の菩提寺は、天正年間池田輝政岐阜在城のとき、池田之助（紀伊守）のため龍峰寺が建立され、慶長年間姫路移封後、姫路に龍峰寺が再建され、寺領百石が寄進された。②その後寛永九年池田光仲の鳥取移封にともない、龍峰寺の住職提宗も移住し、寛永一〇年寺領二百石が与えられた。③

万治二（一六五九）年提宗は、摂津富田の普門寺において隠元禪師に啓発され、提宗の弟子活禪とともに黄檗宗への改派を決意した。そのため龍峰寺退院の願書を藩主光仲に提出した。しかし、光仲はこれを許さず、改派の義は勝手次第という処置をとった。④ここに於いて臨済宗妙心寺と龍峰寺との確執が生ずるにいたった。

寛文八（一六六八）年提宗の死没を期に、妙心寺の動きが活発化し、次の如き願書がもたらされている。⑤

態以使僧一筆令啓上候、此度提宗・活禪宗派相替可申由、絶言語候、然者大守御先祖以来依為当山之天檀越、竜峰寺住持之儀者、御代々妙心派下之僧致相談来候間、今以相違無之様ニ御執成所希候、此等之趣大守御前宜願御披露候、恐惶謹言

六月廿一日

妙心寺 長慶院

大通院

光國院

退藏院

荒尾志摩守殿

和田式部少輔殿

乾 甲斐守殿

池田日向守殿

右書状の主旨は、提宗・活禪が黄檗に改派したが、龍峰寺への後住は妙心寺の法脈にて相統されるようとの願意である。これに対する光仲の態度は、「此寺之儀者、此方ニ由緒有之候、其上相模守兼而存寄之儀候間、其御心得可被成候<sup>⑥</sup>」という厳しいものであった。

この後、龍峰寺に何か変事あるときは、必ず妙心寺よりの執拗な返還要求がなされた<sup>⑦</sup>。しかし、光仲施政中は、このような要求も入れるところとならなかったが、貞享二（一六八五）年光仲隠居にあたり、改派問題処理の必要を感じ、元禄三（一六九〇）年家老執政をもつて次の如く妙心寺に通達がなされた<sup>⑧</sup>。

一筆令啓達候、当国龍峰寺之儀、最前江戸当地立御使僧被仰越候、伯耆守帰国之上ニ而相模守立申聞御返答可被申旨ニ付、帰国以後相模守立被申談候、貴寺ニも御存知之通、以前者提宗・活禪事相模守懇意ニ被存候故、旁以黄檗派用被申候、相模守隠居之義ニ候得者、此以後伯耆守心次第ニ被致候様ニと被申候、伯耆守者黄檗帰依ニ被存候ニ付而、龍峰寺弥黄檗派之法義執行仕候様ニ被申付候、恐惶謹言

十一月十六日

池田日向

乾 甲斐

龍泉庵

東海庵

靈雲院

聖沢院

和田左門

荒尾志摩

右の史料によると、光仲隠居後は、藩主伯耆守綱清の「心次第」となり、綱清も黄檗宗を継続する意志を表明している。しかし、元禄五年をむかえると局面に変化が生じている。すなわち、妙心寺による江戸幕府への訴訟のことである。訴訟の内容は、鳥取藩の改派が妙心寺諸末寺の例になることを挙げ、具体例として作州森内記建立寺院の黄檗への改派を示している。<sup>⑨</sup>

妙心寺による江戸訴訟は、翌元禄六年小笠原丹後守の取なしにより内済が成立し、光仲死後これを返還することになった。<sup>⑩</sup>

このことあって直後、池田光仲は卒中で倒れ、元禄六年七月七日逝去した。したがって、鳥取藩は元禄七年新たに興禅寺（黄檗宗）を建立して菩提寺とし、龍峰寺は約により妙心寺に返還し、長年にわたる宗教改派紛争に終止符を打った。<sup>⑪</sup>以上が鳥取藩改派事件の概要である。がんらい隠元は、妙心寺派の禿翁・龍溪によって妙心寺に迎えられる運動があった。しかし、妙心寺の関山派によって、これは退けられた。そこで龍溪は自坊である摂津富田の普門寺に彼を迎えたのである。

さらに龍溪は隠元のことにつき幕府に請願して徳川家綱の謁見を許され、当時の実力者酒井忠勝の後援を得て黄檗山万福寺の建立に成功した。<sup>⑫</sup>

此の間、龍溪は妙心寺派から黄檗に転じ、深く隠元に帰依した。鳥取藩の提宗・活禪の改派は、けだし龍溪の改派に関係を持っていたといえよう。それにしても、終始提宗・活禪の改派を支援し、妙心寺の要求を退け続けた池田光仲の権威主義はここにも見いだしうるであろう。

① 岡島正義「鳥府志」(『鳥取県史』近世資料6巻) 五六九頁

②③ 「鳥府志」龍峯山興禪寺 五三八頁

鳥取池田家文書、明治二年「広徳山龍峯寺略由來書上」(鳥取県博物館蔵)

④ 「因府年表」万治二年の条、「鳥府志」龍峯山興禪寺の項

⑤ 鳥取池田家文書「龍峯寺一件記録」(鳥取県博物館蔵)

⑥ 同右「龍峯寺一件記録」寛文八年妙心寺への返書

⑦ 「因府年表」寛文二二年の条を見ると、同年龍峯寺出火のことがあ

り、住職活禪退院となったが、その時も妙心寺より後住は妙心寺派下より任命されたいとの使僧が派遣された。

⑧ 「龍峯寺一件記録」元禄三年の条

⑨ 同右、元禄五年の「口上之覚」

⑩ 同右、元禄六年「口上之覚」

⑪ 「因府年表」元禄七年の条

⑫ 辻善之助氏『日本仏教史』近世篇(三) 三〇〇～三五〇頁

『宇治市史』3 万福寺開創の項 一一七～一二八頁

## 七 む す び

幼年をもって藩主の座についた池田光仲の藩主権力確立過程を慶安元年前の準備段階から、彼の晩年における分知家設置に至るまでを舞台に、その施策を幅広く分析してみた。その具体的内容は、池田家一門の設定を通じて藩主の座をかため、幕府権力を利用して重臣の抑圧に成功している。また、家臣に対しては、家中法度を通じて統制をはかるとともに、特に知行所における裁判権・徴税権を藩主が掌握することによって、彼らの官僚化に成功している。さらに、藩主権力を強固にするため、家の存続を企図し、分知家の設定をはかっている。宗教問題に関しては、改派事件を通じて藩主の権威主義を遺憾なく発揮している。そしてこのような権力の確立時期は、既に明らかにした如く、明暦から寛文年間にわたっていることを理解した。

附記

本研究は昭和五二年度文部省科学研究（総合研究）費による研究の一部である。稿をおえるにあたり関係各位の御助力を得たことが大である。特に西国・上方支配機構の総合的研究会の各位、鳥取藩政史研究会の方々、鳥取県博物館・同図書館の各位に対し厚く御礼を申し上げる次第である。

（鳥取大学教養部教授

）

l'administration domaniale, et en ce point il différait beaucoup des *Oshinke* 王臣家 qui exerçaient la domination domestique. Ce fut au Xe siècle qu'il régla son organe seigneurial, le *mandokoro* 政所, dont le noyau fut le *betto* 別当. Mais il restait toujours dépendant de la puissance publique et son double caractère s'exprimait en l'emploi des deux actes par le temple: *fu* 符 et *cho* 牒. Enfin, au milieu du XIe siècle, le *mandokoro* fut établi comme une institution; mais en même temps cela voulut dire que les rôles des moines puissants grandissaient. Désormais leurs influences l'emportaient sur celles du *betto*. Au XIIe siècle, cette tendance devenue claire, le *betto* quitta le temple, et les activités des moines puissants devenaient plus remarquable, comme on voit à l'occasion de l'instauration de la *kumonjo* 公文所 et *azukaridokoro* 預所. Parfois refusant le paiement des redevances au temple, ces moines puissants agissaient comme seigneurs privés. Ainsi le pouvoir du temple paraît démembré par eux.

### The Establishment of Seigniority in *Tottori Han*

鳥取藩

by

Takkai Kawate

Among the various historical topics of the early *Edo* 江戸 era, the institution of feudal lordship is very important in relation to the establishment of *Bakuhau Taisei* 幕藩体制. Indispensable work, therefore, is the elaborate investigation into the actual conditions of feudal lordship which culminated in the personal rule of the lord himself, and of the readjustment of office administration.

The process of establishment in which *Mitsunaka Ikeda* 池田光仲, the founder of the *Ikeda* family 池田家, set up his lordship in *Tottori Han* will present a good example. *Mitsunaka*, having succeeded to the office of lord in his minority, had to engage in the conflict with his major subjects and, as he grew, he managed to win the conflict through various policies such as the use of the authority of central government *Bakufu* 幕府, or setting up the exclusive seigniorial family of *Ikeda*.

Then he fixed firmly the social status of his subjects and rearranged the administrative system to stabilize the authority of the lordship.

Moreover he planed to set up a branch of *Han* 藩 in order to maintain the supremacy of the head *Han*. Finally his inclination to authority seems to be in its culmination in his conversion to *Obaku* 黄檗 sect.

### Founding of the *Toho-Kai* 東方会

by

Kazu Nagai

The *Toho-Kai* is one of the Japanese nationalist parties in the thirties. The party was characterized by uniqueness of its leaders' political career. Most of its leaders (*Seigo Nakano* 中野正剛 was the most famous) had belonged to the progressive group of a conservative party, the *Kensei-Kai* 憲政会 (later the *Minsei-To* 民政党), and inspired parliamentarism in the 20's.

But in the period of the Great Depression and "Manchurian Incident" they renounced their parliamentarism and shifted their grounds to a social-nationalism, which consisted of three political ideas "Asia Bloc", "Controlled Economy" and "Dictatorial-Government". *Nakano* and his comrades intended to form a coalition cabinet of the *Minsei-To* and *Seiyu-Kai* 政友会 in 1931, but they failed and had to secede from the *Minsei-To*. Learning from the Fascist's movements in Italy and Germany, they founded their own party, the *Toho-Kai*, in 1936. They aimed at expanding it into a large scale mass-party like the Nazi and reorganizing political and economic order according to their social-nationalistic policy.

Regarding this party as a good mirror reflecting the political trends of Japanese bourgeoisie-nationalists who were in sympathy with democracy in the 20's but with fascism in the 30's, the author, in this study, tries to analyze the movement of *Nakano* and his comrades from their secession from the *Minsei-To* to the formation of the *Toho-Kai*.